

美祢市高齢者保健福祉計画

第 8 期介護保険事業計画 素案

令和 2 年 10 月

美 祢 市

目次

第1章 計画の概要	4
1. 計画策定の背景と趣旨.....	4
2. 計画の位置づけ及び目的.....	5
3. 計画の期間及び進行管理.....	6
4. 計画の策定体制	6
(1) 各種調査の実施.....	6
(2) 美祢市高齢者保健福祉推進会議による議論.....	7
(3) 計画素案の公表、市民からの意見募集.....	8
5. 国の動向	9
(1) 介護保険制度の流れ.....	9
(2) 第8期介護保険事業計画基本指針.....	10
6. 日常生活圏域の設定.....	13
第2章 高齢者を取り巻く現状.....	14
1. 人口構成と高齢化の状況.....	14
2. 高齢化率及び高齢者数の推計.....	15
3. サービス受需給の類型.....	16
4. 地区別高齢化率の状況.....	17
5. 高齢単独世帯と高齢夫婦世帯の推移.....	18
6. 要介護認定者の状況.....	19
第3章 計画の基本方向.....	23
1. 計画の基本理念と基本目標.....	23
2. 第8期介護保険事業計画の基本指針.....	24
3. 計画の体系	25
第4章 高齢者施策の展開.....	29
基本目標① 高齢者が活躍できる地域づくりの推進.....	29
(1) 社会参加の促進.....	29

(2) 生涯学習・生涯スポーツの推進.....	32
基本目標② 生涯にわたる健康づくり及び介護予防の推進.....	34
(1) 健康づくりの推進.....	34
(2) 介護予防の推進<重点施策>.....	37
基本目標③ 継続した地域生活を支える環境の整備.....	42
(1) 介護保険サービス提供体制の整備.....	42
(2) サービスの質の向上と適正化の推進.....	45
(3) 高齢者福祉サービスの充実.....	49
基本目標④ 安心して暮らせるまちづくりの推進.....	52
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進 <重点施策>.....	52
(2) 高齢者にやさしいまちづくりの推進.....	57
(3) 認知症施策の推進<重点施策>.....	61
第5章 介護保険事業計画.....	64
第6章 計画の推進に向けて.....	65
資料編	66

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

2020年4月は介護保険制度が発足して20年の節目となります。その間、本市の高齢化率は一貫して上昇傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2045年には市民の約2人に1人（49.6%）が高齢者となることが見込まれています。

一方、本市の高齢者数はすでに減少期に移行しているとみられ、今後の高齢化の進展は高齢者の増加によるものではなく、65歳以下人口の急速な減少によるものと言えます。ただし、後期高齢者数が減少期に移行するのは2030年以降であることから、前期高齢者数の減少に転じるニーズと、後期高齢者に対する今後飛躍的に増大するニーズが混在する状況が生じるものと思われます。

このように、本市の高齢者福祉をめぐる状況はこれまでとは異なる段階に移行しつつあります。いわゆる団塊の世代が後期高齢者の年齢に達する「2025年問題^{※1}」や、団塊ジュニア世代が高齢者となることで生じる「2040年問題^{※2}」などを見通しながら地域の状況をこれまで以上に細やかに把握し、本市が抱える諸課題を解決する道筋をつけるために、「美祢市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下、本計画という）を定めます。

※1【2025年問題】

第一次ベビーブーム（1947年～1949年）の時に生まれた、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者（75歳）の年齢に達し、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念される問題。

※2【2040年問題】

いわゆる「団塊ジュニア世代（1971年～1974年にわが国で出生した世代）」が高齢者の年齢（65歳）に達する2040年には、85歳以上人口が高齢人口の3割近くになり、高齢世代がさらに高齢化するという問題。就職氷河期に安定した雇用を得ることができなかった世代がそのまま高齢となることで、高齢世代の困窮化もすすむとされている。

2. 計画の位置づけ及び目的

美祢市高齢者保健福祉計画は老人福祉法第 20 条の 8 に基づくすべての高齢者を対象とした保健福祉事業全般に関する総合計画です。この計画の目的は、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと安心して暮らせる社会の構築にあります。

美祢市第 8 期介護保険事業計画は介護保険法第 117 条に基づく要介護高齢者、要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画です。介護及び介護予防を必要とする被保険者が自立した生活を送るためのサービス基盤の整備を目的としています。

図表 1 計画の位置づけ

計画名称	根拠法	主な対象者	計画の性格
美祢市高齢者保健福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8	すべての高齢者	保健福祉事業全般に関する総合計画
美祢市第 8 期介護保険事業計画	介護保険法第 117 条	要介護高齢者 要支援高齢者 要介護・要支援となる リスクの高い高齢者	介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための実施計画

高齢者保健福祉計画は、その目的、対象及び内容において、介護保険事業計画をほぼ包含した計画と位置づけられます。

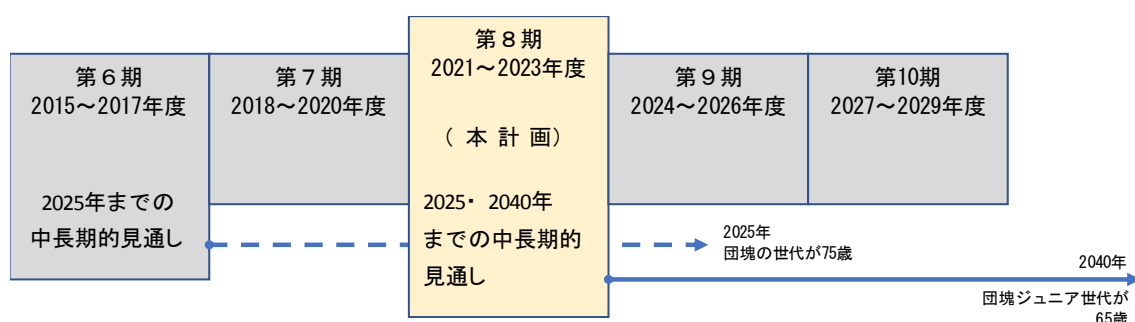
両計画の見直しに当たっては、国の定める策定指針を踏まえ、「やまぐち高齢者プラン」、「山口県保健医療計画」との整合を図るとともに、本市における最上位計画「美祢市総合計画」をはじめ、「美祢市地域福祉計画・美祢市地域活動計画」、「新美祢市病院改革プラン」、「美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「美祢市地域防災計画」、「美祢市新型インフルエンザ等対策行動計画」、「いきいき健康みね 21」等、市の各種関連計画との整合を図りました。

3. 計画の期間及び進行管理

この計画は、2040年までの長期的な動向を踏まえつつ、第6期介護保険事業計画策定時の基本指針に盛り込まれた「地域包括ケアシステム」の目標や具体的な施策を踏まえ、本市における地域包括ケア計画として、2021（令和3）年度を初年度として2023（令和5）年度を目標年度とする3か年計画として策定するものです。

毎年度点検・評価を行い、課題の把握や分析、課題解消に向けた今後の対応の検討等を行うことで、本計画の実施状況の把握と進行管理を実施します。

図表 2 計画の位置づけ



4. 計画の策定体制

(1) 各種調査の実施

高齢者に対する保健福祉施策や介護サービスのあり方の検討に当たって、本市の課題や市民のニーズを把握する必要があります。

そのため、本市に在住する高齢者の日常生活の状況や健康状態、介護サービスの利用状況等を把握し今後の高齢者保健福祉施策に生かすため「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を行いました。

図表 3 調査の概要

調査名称	調査対象	調査方法 調査期間	回収結果
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護認定を受けていない 高齢者 ※令和2年1月1日現在 ※要支援認定者を含む	郵送配付・回収 令和2年1月30日 ～ 令和2年2月28日	発送2,000人 回収1,411人 有効回収率 70.6%
在宅介護実態調査	在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方 ※更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方	聞き取り調査 平成31年2月1日 ～ 令和2年2月18日	対象者505人 回収505人 有効回収率 100%

(2) 美祢市高齢者保健福祉推進会議による議論

計画案を検討する場として、「美祢市高齢者保健福祉推進会議」を開催し、令和2年7月から令和3年2月まで計4回の会議を行いました。

この会議には、保健・医療・福祉・介護の関係者のほか、老人クラブの代表者、学識経験者、公募による市民の代表にも参画いただき、18名の委員にさまざまな見地からの議論をいただきました。

図表 4 調査の概要

委員会名称	開催日時	議事内容
第1回美祢市高齢者保健福祉推進会議	令和2年7月2日 13:30～15:00	・計画策定について ・高齢者を取り巻く現状 ・調査結果報告 ・第7期計画の施策における評価 ・計画の基本方針とスケジュール
第2回美祢市高齢者保健福祉推進会議	令和2年10月22日 13:30～15:00	
第3回美祢市高齢者保健福祉推進会議		
第4回美祢市高齢者保健福祉推進会議		

(3) 計画素案の公表、市民からの意見募集

令和〇年〇月に計画素案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

5. 国の動向

(1) 介護保険制度の流れ

第1期 (平成12年度～平成14年度)

- ・ 介護保険サービス（利用者1割負担）の開始
- ・ ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイの利用増加＋多様なサービスの実施

第2期 (平成15年度～平成17年度)

- ・ 施設入所の適正化を図る
- ・ 要支援、要介護1の軽度者が増加
- ・ 在宅介護力の強化を図る（ケアマネジャー等の質の向上など）

第3期 (平成18年度～平成20年度)

- ・ 介護予防システムの構築（要支援1・2区分、予防給付、地域支援事業の創設）
- ・ 高齢者の尊厳を考えたケアの確立
- ・ 地域密着型サービスの創設
- ・ 「量」から「質」、「施設」から「在宅」へ 市町村主体の地域福祉力による地域ケアの視点を重視
- ・ 要支援予備群の要支援（介護）化ならびに要支援者の要介護化を予防する様々な施策のもと、その効果を考慮して適正な保険料を算出

第4期 (平成21年度～平成23年度)

- ・ 特定高齢者対策や介護予防、健康づくりの推進
- ・ 介護給付の適正化（要介護認定やケアマネジメント等の適正化）
- ・ 介護サービス事業者に対する制度内容の周知、助言及び指導、監督等の適切な実施
- ・ 介護サービス従事者の処遇改善への対応（介護報酬のプラス改定）
- ・ 地域包括支援センターを核とした地域福祉との連携
- ・ 介護療養病床廃止に向けた取り組み（平成23年度末までに廃止）

第5期 (平成24年度～平成26年度)

- ・ 医療、介護、予防、生活支援、住まいが連携した包括的な支援（地域包括ケア）を推進
- ・ 24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設
- ・ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施（介護予防・日常生活支援総合事業）
- ・ 介護療養病床の廃止期限を猶予（平成30年3月末までに延期）

第6期（平成27年度～平成29年度）

- ・ 介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置付け、平成37年度を目標に地域包括ケアシステムの構築を推進
- ・ 要支援者のサービスを「新しい総合事業」に移行し、地域支援事業を改変
- ・ 市町村に認知症初期集中支援チームを設置し、認知症高齢者への相談支援を強化
- ・ 負担の公平化を進めるため、高所得者の自己負担2割を実施 など

第7期（平成30年度～令和2年度）

- ・ 予防に力を置く「自立支援介護」の強化に向けた財政制度の創設
- ・ 介護医療院の創設
- ・ 自己負担の引き上げ（3割負担の導入）
- ・ 消費増税で区分支給限度基準額を引き上げ
- ・ 低所得者の保険料軽減拡充
- ・ 予防に向けた「通いの場」の拡充
- ・ 高額介護サービス費、補足給付の見直し

（2）第8期介護保険事業計画基本指針

1）2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

2025年はいわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となり、また2040年はいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となります。

このため、この2つの時点を見据え市町村の今後の介護需要の大まかな傾向を把握した上で、過不足のないサービス基盤とサービスを十分に提供できる人的基盤を整えていく必要があります。

2）地域共生社会の実現

介護・高齢者福祉だけではなく、障がいのある方や子ども、生活困窮者といった、地域に住んでいる全ての人々がともに支え合い、力を発揮できる「地域共生社会」の実現に向けた支援体制の整備や取組が求められます。

3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

介護保険制度を通じて可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができることを目指しています。高齢者をはじめ意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進める必要があります。

そのためには、介護予防や健康づくりの取組を充実・推進し、要介護度の重症化を防ぎつつ、元気な高齢者の健康を保つことが必要になります。

4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が充実してきており、また、「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅※も増えており、高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組が進められています。こうした状況を踏まえて、施設関連のサービスの質の確保等を図るため、都道府県と市町村の更なる情報連携の強化の必要性が増しています。

※ バリアフリー設計で生活支援サービス等を行い、高齢者の住まいに対する多様なニーズに対応した賃貸住宅などの事例があります。

5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

国は「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせるとともに、たとえ認知症になったとしても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進しています。

介護保険事業計画における認知症対策では、「認知症施策推進大綱」を踏まえつつ、更に教育等他の分野とも連携して取組を進めることが重要となります。

6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

地域包括ケアシステムの構築・深化・推進には、それを担う介護人材の確保が重要です。しかし、介護人材不足が深刻化していることが現状であり、また 2025 年以降は現役世代（介護の担い手）の減少が顕著となることも予想されています。そのため、介護人材の確保が大きな課題となります。介護人材の確保のための取組に加え、ソフト面・ハード面で業務の削減・効率化を図るための取組が必要となります。

7) 災害や感染症対策に係る体制整備

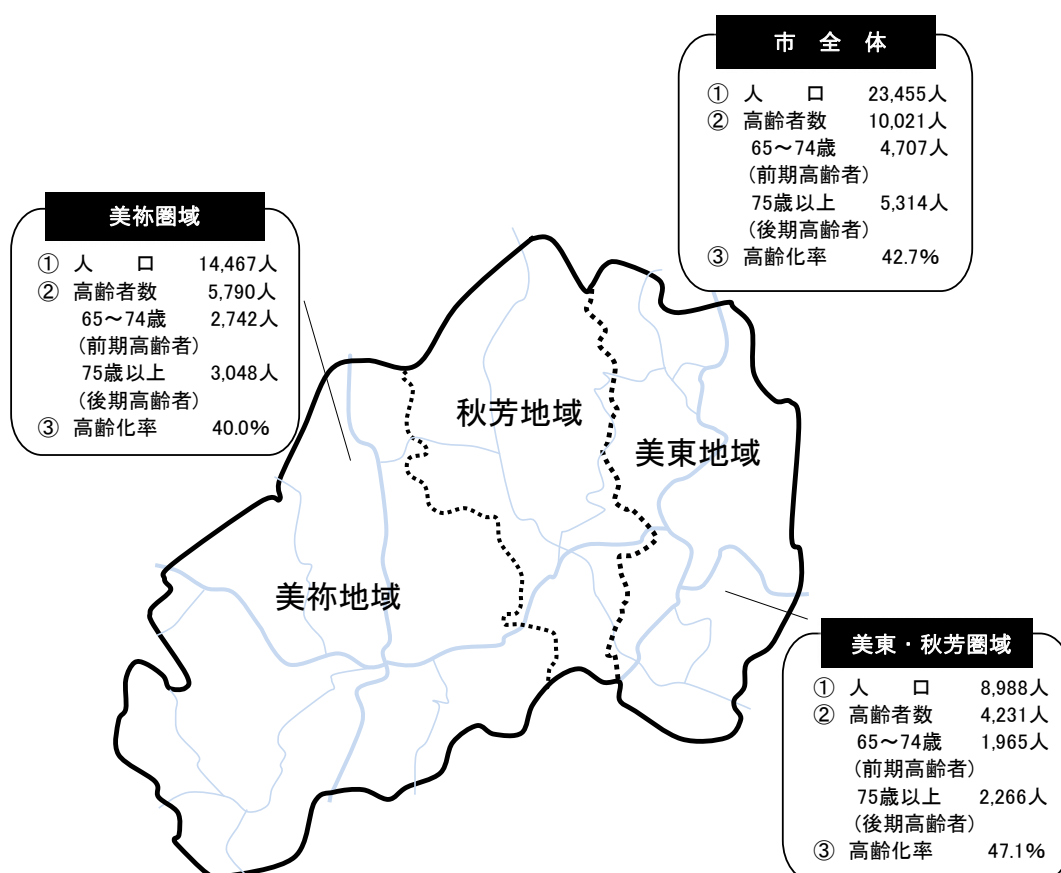
近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの必要性がこれまで以上に増しています。

6. 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、人口や地理的条件、その他の社会的条件、施設の整備状況を考慮し、市町村ごとに「日常生活圏域」を設定し、圏域ごとにサービス量を見込むこととなっています。

本市においては、「美祢」及び「美東・秋芳」の2つの圏域を設定し、より身近な地域での地域包括ケアシステムの推進を図ります。

圏域	地区
美祢圏域	大嶺町、伊佐町、豊田前町、於福町、東厚保町、西厚保町
美東・秋芳圏域	美東町、秋芳町



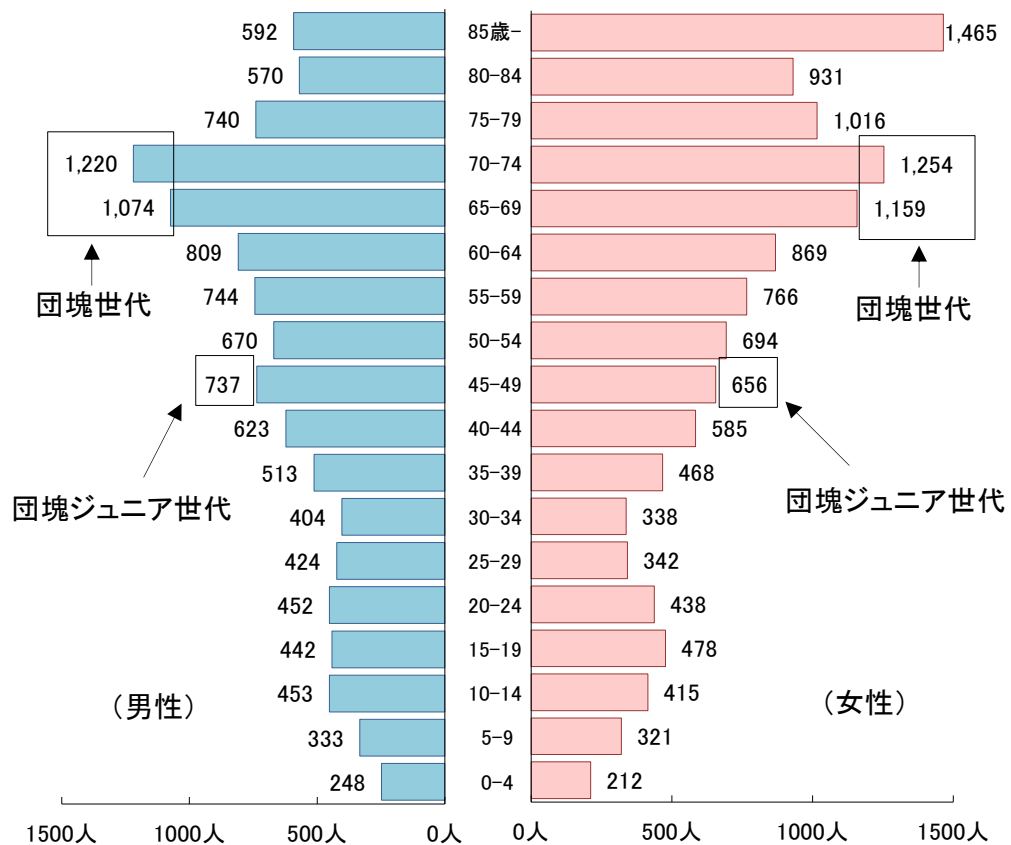
資料：住民基本台帳（令和2年9月末現在）

第2章 高齢者を取り巻く現状

1. 人口構成と高齢化の状況

令和2年9月末現在の本市の総人口は23,455人であり、男性は11,048人、女性は12,407人となっています。そのうち、高齢者の人口は10,021人であり、総人口に対する高齢者の割合（高齢化率）は42.7%と、本市民の4割以上は65歳以上です。高齢化率は男性（38.0%）よりも女性（46.9%）の方が高くなっています。

図表5 人口ピラミッド

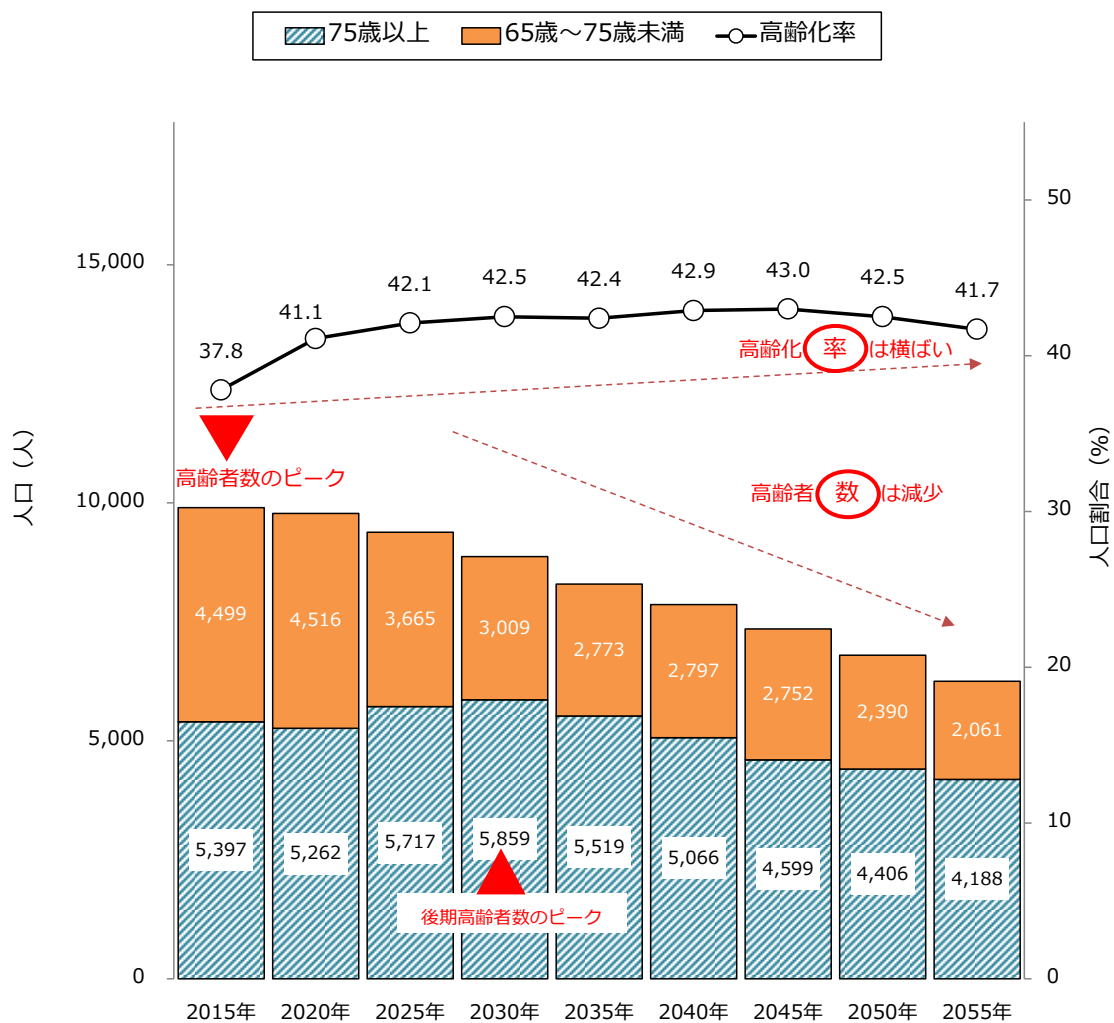


資料：住民基本台帳（令和2年9月末現在）

2. 高齢化率及び高齢者数の推計

美祢市人口ビジョンの推計によると、本市の高齢化率は、2020 年以降ほぼ横ばいに推移する見込みであるものの、高齢者数は 2015 年以降減少傾向にあります。また、後期高齢者数は 2030 年以降、減少する見込みです。

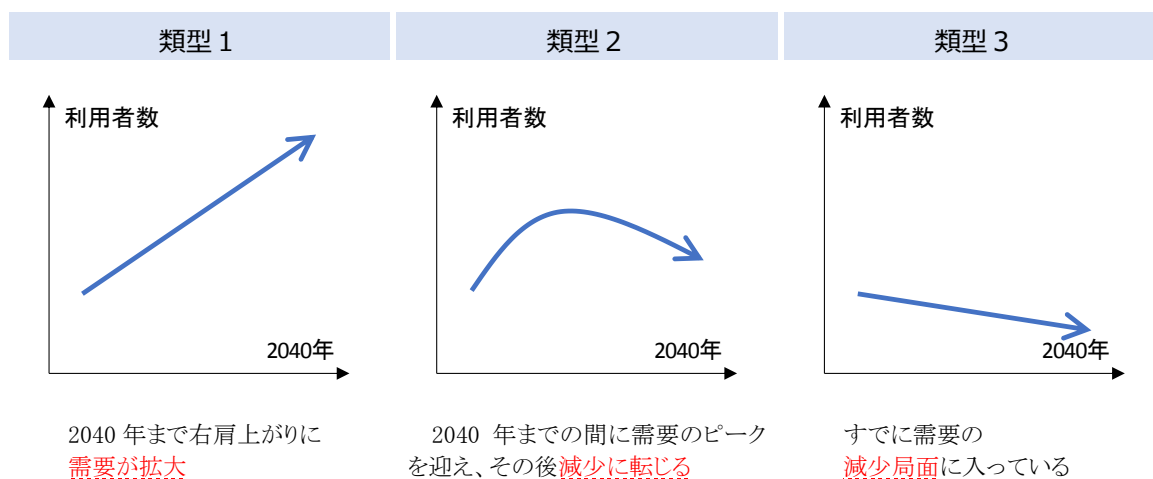
図表 6 高齢者の将来推計



(出典)「美祢市人口ビジョン」をもとに作成

3. サービス受需給の類型

第8期介護保険事業（支援）計画（2021～23年度）の基本指針によると、サービス基盤・人的基盤の整備に関連して、今後の地域におけるサービス需要動向は下記3つの類型に分けられると指摘しています。



図表 6 では、2015 年にはすでに高齢者数のピークを迎え減少期に突入していることから本市は上記類型のうち「類型 3」に相当するものと判断できます。

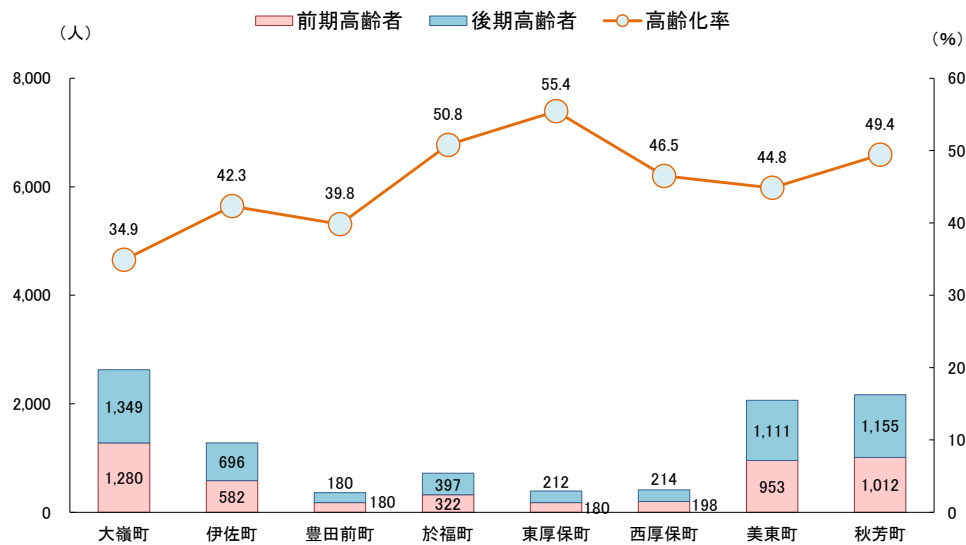
高齢者数が右肩上がりに増加していれば、拡大する需要に合わせて供給も増やす必要があります。しかし、今後サービスによっては介護に係るニーズ量の減少が予測されることも踏まえ、施設・居宅系・地域密着型の各サービスをバランス良く組み合わせて整備していくことが必要となってきます。

4. 地区別高齢化率の状況

本市の高齢化率を地区別にみると、高齢化率が最も低い「大嶺町」(34.9%)と、最も高齢化率が高い「東厚保町」(55.4%)では、20.5ポイントの差があります。

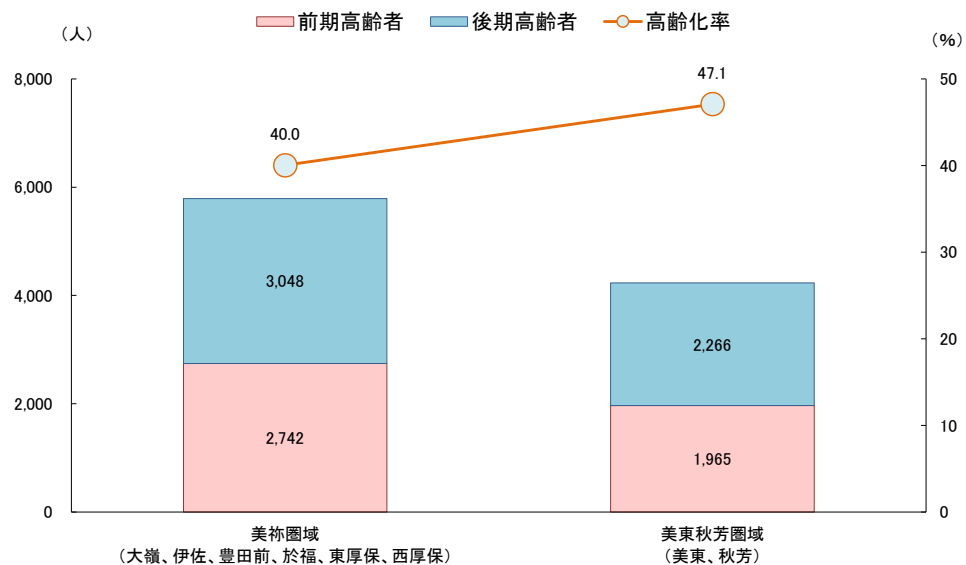
また、日常生活圏域別にみると、「美祢地域」(40.0%)、「美東秋芳地域」(47.1%)であり7.1ポイントの差があります。

図表 7 地区別高齢化率



資料：住民基本台帳（令和2年9月末現在）

図表 8 日常生活圏域別高齢化率



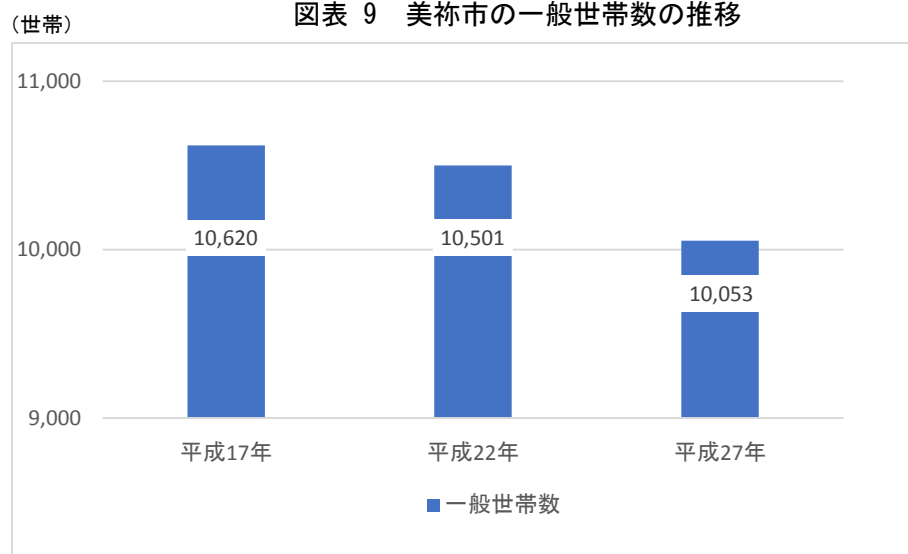
資料：住民基本台帳（令和2年9月末現在）

5. 高齢単独世帯と高齢夫婦世帯の推移

本市において、一般世帯数は平成 17 年から平成 27 年までの 10 年間で、年々減少しています。

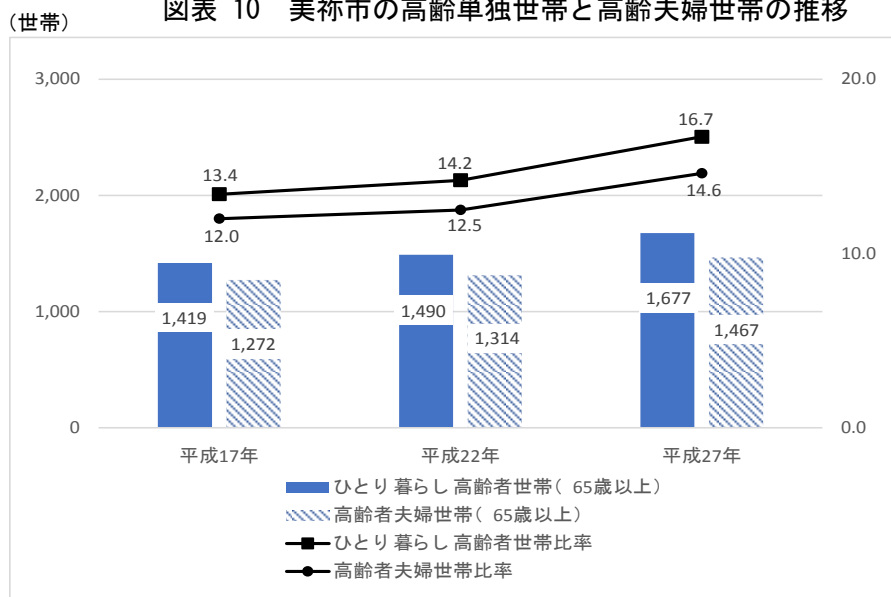
このような中、65 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯及び 65 歳以上の高齢夫婦世帯はいずれも増加傾向にあり、特に、ひとり暮らし高齢者の増加が目立っています。

図表 9 美祢市の一般世帯数の推移



資料：国勢調査

図表 10 美祢市の高齢単独世帯と高齢夫婦世帯の推移

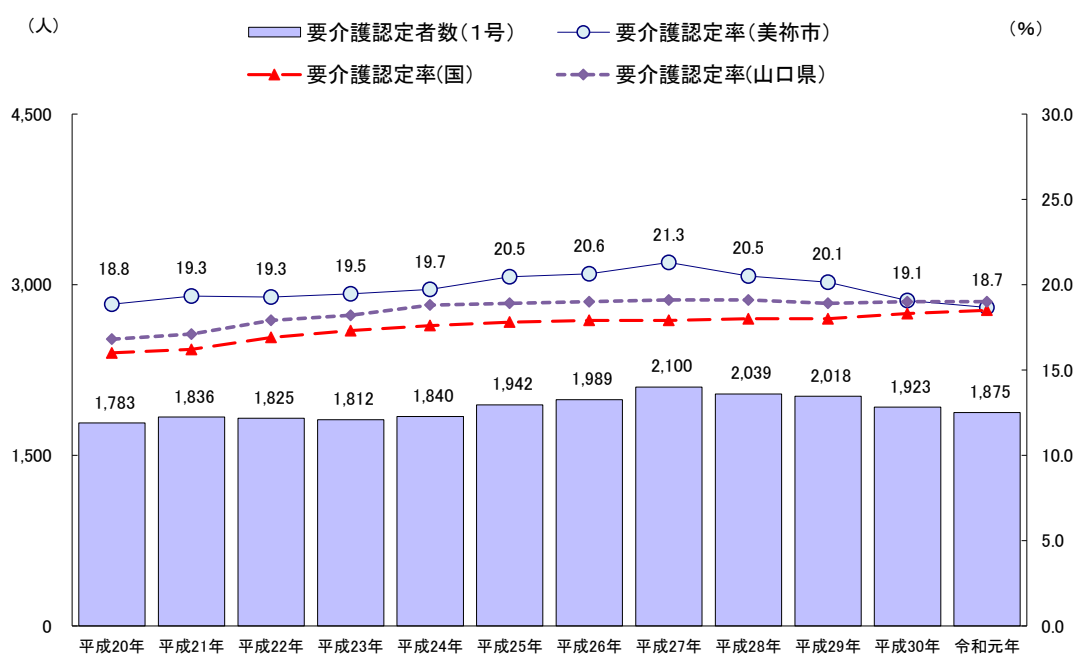


資料：国勢調査

6. 要介護認定者の状況

要介護認定者数は、多少の増減はありますが、平成 27 年以降、減少傾向にあり、令和元年では 1,875 人となっています。要介護認定率（高齢者人口に占める 65 歳以上の要介護認定者数の割合）は、ほぼ横ばいで推移していますが、平成 27 年以降、やや低下傾向にあります。全国、県平均と比較して高い水準であったところ、平成 30 年度以降は、ほぼ同水準となっています。

図表 11 要介護認定者数及び要介護認定率の推移

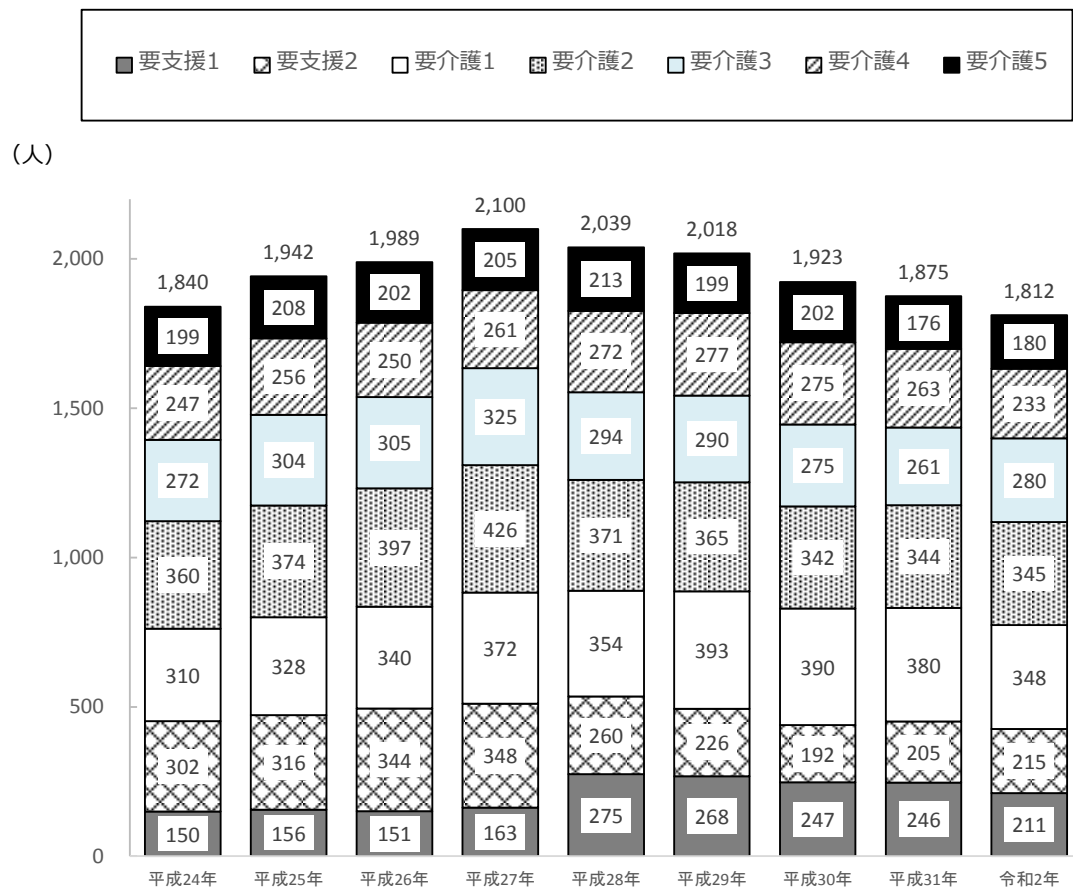


資料：介護保険事業状況報告月報（各年 3 月末日現在）

7. 要介護度別要介護認定者数の推移

本市の要介護認定者数は下記に示すとおりであり、平成 27 年をピークに減少傾向に転じています。ただし、要介護度によって傾向が異なることから、平成 24 年の認定区分ごとの認定者数を基準として、令和 2 年までの推移（比率）をグラフ化しました（図表 13）。

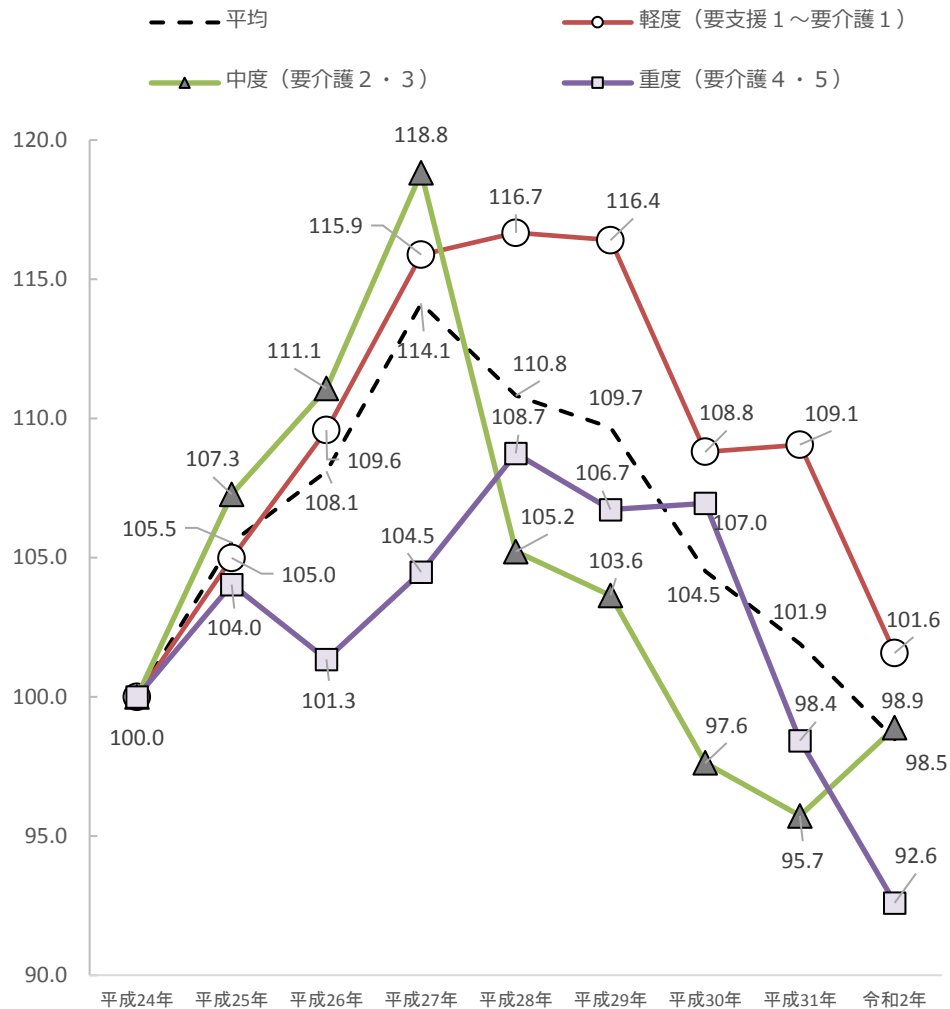
図表 12 要介護度別要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告月報（各年 3 月末日現在）

その結果、中度者（要介護２・３）は平成２７年から、重度者（要介護４・５）及び軽度者（要支援１～要介護１）は平成２８年からそれぞれ減少傾向にあることが分かります。特に重度者（要介護４・５）は平成２４年を基準として、現在 92.6% の水準まで減少しています。

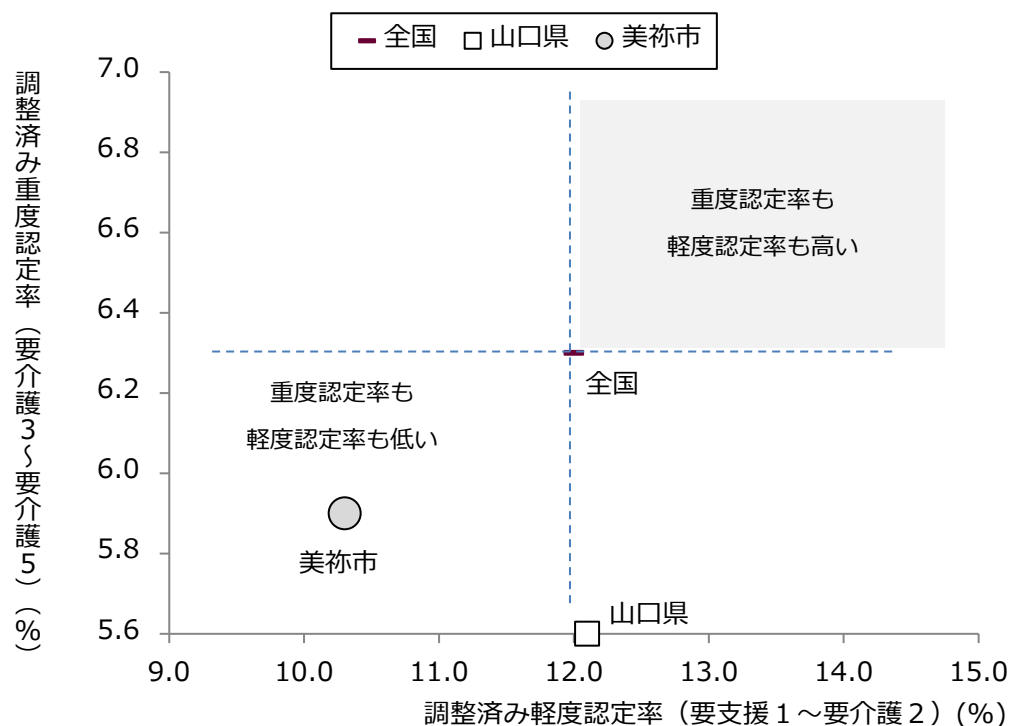
図表 13 認定区分ごとの認定者（比率）の推移



（出典）厚生労働省；地域包括ケア「見える化」システムのデータをもとに作成

調整済み重度認定率^{※3}と調整済み軽度認定率の分布をみると、本市は全国平均と比べて重度認定率も軽度認定率も低くなっていますが、県平均と比べると、重度認定率が多少高くなっています。

図表 14 調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布



(出典)「介護保険事業状況報告」月報(平成30年)をもとに作成

※3【調整済み(重度・軽度)認定率】

要介護認定率は、第1号被保険者の性及び年齢構成によって大きく影響を受けます。国や県、他自治体と比較する際には、自治体がコントロールすることができない性、年齢構成の要素による影響を排除し分析しています。

第3章 計画の基本方向

1. 計画の基本理念と基本目標

計画の継続性という観点から、本計画の基本理念を、第7期計画から引き継ぎ「高齢者が潤いと活力にみち、安心して暮らせるまち 美祢」と定め、高齢者のみならず、すべての市民がいつまでもいきいきと暮らし続けることのできる地域社会の構築を目指します。

基本目標に関しても、第7期計画を踏襲し以下の4つを基本目標として掲げます。基本理念の実現に向けて、各目標の達成を目指します。

[基本理念]

高齢者が潤いと活力にみち、
安心して暮らせるまち 美祢

[基本目標]

- 基本目標① 高齢者が活躍できる地域づくりの推進
- 基本目標② 生涯にわたる健康づくり及び介護予防の推進
- 基本目標③ 継続した地域生活を支える環境の整備
- 基本目標④ 安心して暮らせるまちづくりの推進

2. 第8期介護保険事業計画の基本指針

厚生労働省は令和2年7月27日の社会保障審議会介護保険部会において、第8期介護保険事業計画の基本指針を提示しました。基本指針は市町村が介護保険事業計画を策定する際のガイドラインとなるもので、計画策定にあたって大変重要なものです。基本指針は以下に挙げる7つとなっています。第7期計画においても必要な事項はある程度網羅していますが、計画策定にあたっては、基本指針で示された事項を鑑み目標の中身については追加・充実をしました。

[第8期介護保険事業計画の基本指針]

1. 2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
2. 地域共生社会の実現
3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る県との情報連携の強化
5. 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
7. 災害や感染症対策に係る体制整備

3. 計画の体系

[基本理念]

高齢者が潤いと活力にみち、
安心して暮らせるまち 美祢

基本目標① 高齢者が活躍できる地域づくりの推進

(1) 社会参加の促進

- 1) 老人クラブの活性化
- 2) 高齢者の活動の場づくり
- 3) 就労の促進

(2) 生涯学習・生涯スポーツの推進

- 1) 生涯を通じた学習機会の提供
- 2) スポーツ・レクリエーション活動の活性化

基本目標② 生涯にわたる健康づくり及び介護予防の推進

(1) 健康づくりの推進

- 1) 健康相談の充実
- 2) 健康教育の充実
- 3) 健康診査の受診啓発

(2) 介護予防の推進 <重点施策>

- 1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 2) 自立支援・重度化防止の推進

基本目標③ 継続した地域生活を支える環境の整備

(1) 介護保険サービス提供体制の整備

- 1) 居宅サービス
- 2) 施設・居住系サービス
- 3) 地域密着型サービス
- 4) 介護人材の育成・確保
- 5) 低所得者への対策

(2) サービスの質の向上と適正化の推進

- 1) 情報提供の充実
- 2) 苦情・相談への対応
- 3) 介護サービス事業者の指定及び指導・監督
- 4) 介護給付の適正化

(3) 高齢者福祉サービスの充実

- 1) 地域支援事業・高齢者福祉事業の充実

基本目標④ 安心して暮らせるまちづくりの推進

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進 <重点施策>

- 1) 地域包括支援センターの機能強化
- 2) 在宅医療と介護の連携強化
- 3) 生活支援体制の整備

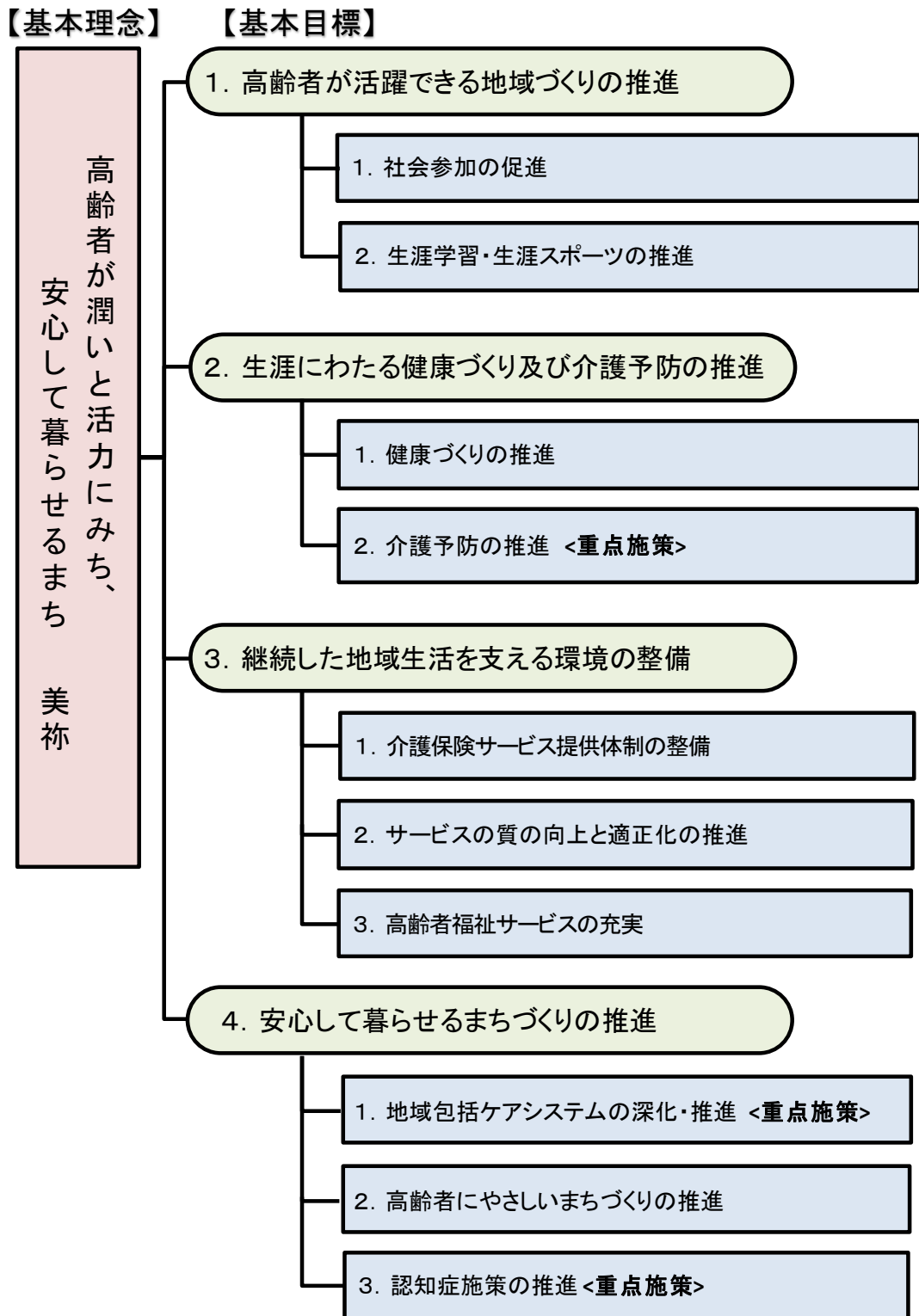
(2) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

- 1) 移動手段の確保・充実
- 2) 高齢者の居住支援
- 3) 交通安全対策の充実
- 4) 災害時等の緊急時の体制整備
- 5) 犯罪被害対策の推進

(3) 認知症施策の推進 <重点施策>

- 1) 地域における認知症施策の推進
- 2) 認知症予防施策の推進

図表 15 計画の体系



第4章 高齢者施策の展開

基本目標① 高齢者が活躍できる地域づくりの推進

(1) 社会参加の促進

高齢者がはつらつと生きがいのある生活を送るためには、長い人生の中で培われた知識や技能が日常生活や地域社会で発揮でき、社会の重要な構成員として活躍できるような社会づくりが必要です。

このため、高齢者の働く意欲に応じた就労の場を確保するとともに、地域活動への参加を促進しながら、高齢者の活躍の場を広げることが重要です。また、そのためにも若いうちから地域活動に関心を持ち、準備を進めていただけるよう啓発を進める必要があります。

国の基本指針にもある通り、高齢者のみならず全ての市民がともに支え合い力を発揮し、活躍できる地域共生社会の実現を目指します。

1) 老人クラブの活性化

[現状と課題]

生きがいを持ちながら住み慣れた地域で生活することは、高齢者にとって最も大切な目標の一つです。老人クラブは、高齢者の生きがい・健康づくり活動を促進する組織として重要な位置を占めていることから、高齢者の更なる社会参加を促進するため、老人クラブ連合会及び単位老人クラブに補助金を交付し、その活動を支援していますが、会員数は減少傾向にあることから、今後も老人クラブの活性化に取り組んでいく必要があります。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
1	老人クラブ育成事業	高齢者の更なる社会参加促進のため、単位老人クラブ及び老人クラブ連合会へ助成を行い、活動支援をしています。現在、会員数が減少傾向にありますが、集いの場や訪問による声かけをしながら会員の確保に努めています。 今後も引き続き高齢者の健康保持と生きがいのづくりに向けて支援を行い、クラブの活性化につなげていきます。

[取組の目標]

<老人クラブ団体数・会員数>

	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
単位老人 クラブ数	33 クラブ	35 クラブ	35 クラブ	35 クラブ	35 クラブ
老人クラブ 会員数	1,072 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人

2) 高齢者の活動の場づくり

[現状と課題]

令和2年10月現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響で外出を控える動きが長期化しつつあり、従来と同様の取組では十分に高齢者の活動の場が機能しない事態になっています。令和2年7月28日に国立長寿医療研究センターから公表された「新型コロナウイルス感染症禍において通いの場を開催する際の8つの工夫」等を踏まえつつ、本市の地域性に沿って新型コロナウイルス感染防止対策をとることが大切です。

今後増加が見込まれる空き家等、地域にある資源を有効に活用するだけに留まらず、ICTが活用可能な環境整備への取組などの工夫をすることによって、地域で気軽に集うことのできる交流拠点や交流の機会を増やしていくことが求められます。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
2	地域住民グループ支援事業	各地区の集会所等で自主的に運営しているサロンや介護予防を目的として結成された自主グループに補助金を交付します。活動の継続が困難なクラブには老人クラブ等の住民団体と連携し、支援を続けていきます。

[取組の目標]

<地域住民グループ支援事業>

	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
クラブ数	111 クラブ	102 クラブ	115 クラブ	115 クラブ	115 クラブ

3) 就労の促進

[現状と課題]

全国的に労働人口が減少しており、高齢者の持つ知識と経験の活用が必要とされる中、地域を支えるシルバー人材センターの存在や役割は非常に重要です。シルバー人材センターの活用拡大や雇用の場の確保によって高齢者の働く場を確保していく必要があります。働く意欲のある高齢者に対して、就労による社会参加促進のための支援の仕組みを検討する必要があります。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
3	高齢者就業機会確保事業	シルバー人材センターの育成と円滑な運営を図るため、補助金を交付します。今後も引き続き会員の確保に努め、会員数を確保するだけでなく、すべての会員に就労の機会が提供できるよう関係機関及び事業所等と連携し、ニーズに沿った高齢者の雇用の場の拡大に努めます。
4	就労的活動支援コーディネーター配置の検討	就労的活動の場を提供できる企業等と就労的活動を希望する事業者等とをマッチングし、高齢者の就労による社会参加の促進を図るとともに、地域課題の把握に努めます。

(2) 生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者に多様な学びの場やスポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境を提供することは、高齢者の自己実現や社会参加を促進し、生きがいの重要な要素となります。

生涯学習については、ライフワークの追求・社会貢献・キャリアアップ等の多彩な目的が考えられますが、こうした目的に対応するためには、高齢者一人ひとりが自ら進んで学習することはもちろん、講座活動や学習内容についても主体的・自主的にかかわっていく必要があります。そのためには、高齢者から講座のテーマや内容について意見、要望を聞くだけでなく、高齢者が直接、講座の企画立案に携わることのできる体制を整備する必要があります。

また、山口県立大学と長年連携して行ってきたサテライトカレッジを発展させ、これまでの生涯学習の場としての位置づけに加え、各世代を対象とする講座を開きます。

第8期計画においても、様々な機会や場を通じて、学習活動やスポーツに積極的に取り組むことができるよう、活動機会の提供や支援体制の充実を図ります。

1) 生涯を通じた学習機会の提供

[現状と課題]

本市では、山口県立大学・美祢市サテライトカレッジや人権教育に関する講座、市民大学講座、各公民館での活動など多様な生涯学習の場を提供しています。また、生涯学習団体の活動を支援するとともに、指導者やボランティアの発掘・育成に努めています。引き続き、生涯を通じた学習機会を提供していく必要があるといえます。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
5	多様な生涯学習の場の提供	市民の多様なニーズに対応した講座等学習機会を提供し、各公民館でも地域の特色を生かした生涯学習に繋がる活動を推進します。

2) スポーツ・レクリエーション活動の活性化

[現状と課題]

身近な場所でスポーツが楽しめるよう、ニュースポーツや軽スポーツの普及に努めます。

多様なスポーツ・レクリエーションの指導者の育成と確保に努め、指導体制の充実を図るとともに、ニュースポーツフェスティバル等を開催し、その普及に努めていく必要があります。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
6	ニュースポーツや軽スポーツの普及	ニュースポーツフェスティバルを開催し、ニュースポーツ等の普及に努めます。
7	多様なスポーツ・レクリエーションの指導者育成と確保	指導者の資質向上を目的とした各種研修会へ参加し、指導者の育成と確保に努め、スポーツ環境の充実を目指します。

基本目標② 生涯にわたる健康づくり及び介護予防の推進

(1) 健康づくりの推進

加齢に伴って高齢者の筋力、神経伝導速度、肺活量、病気に対する抵抗力などが若い頃と比べて徐々に低下していくことは当然のことです。たとえ生体機能が衰えつつあるとしても自らを健康だと思う主観的健康感の高い人は、そうでない人に比べて要介護状態になるリスクが低くなると言われています。

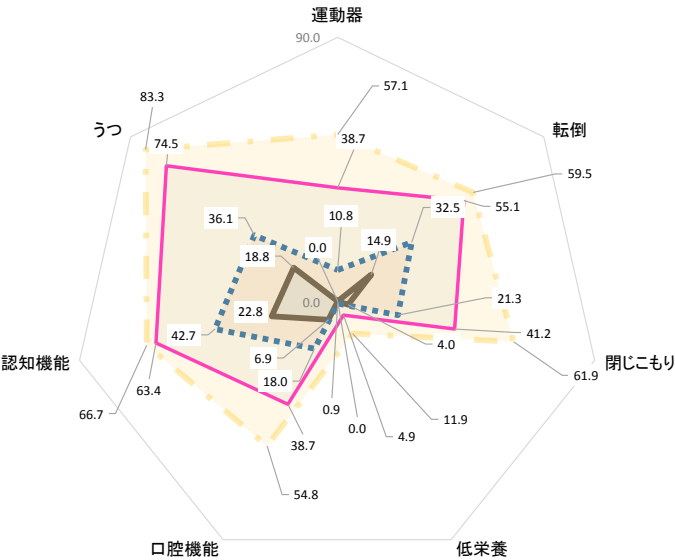
本計画の策定に先立ち実施した、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、主観的健康感の高い人は、運動機能低下リスク、転倒リスク、閉じこもりのリスクに留まらず、うつや認知機能についても明らかにリスク者の割合が低くなっていることが分かります（図表 16 参照）。

本市では、健康増進計画「いきいき健康みね21（第2次美祢市健康増進計画）」に基づき、健康づくりに関するサービスを提供するとともに計画の推進に努めてきました。健康づくりは自助努力によるべきであるという考えもありますが、一人で実施するよりも地域の身近な人たちもしくはそれに類する集団の中で行うことにより継続しやすく、コミュニティの力も強まります。今後も継続して、地域に保健師等が出向き、保健指導を行うとともに、地域と関係機関とのネットワークの構築を図ります。

また、令和2年8月に美祢市と山口県立大学との間で締結された「山口県立大学と美祢市との包括的連携協力に関する協定」の下、これまで医療、保健、介護のそれぞれのセクションで管理されていた各種データを個人情報取り扱いに配慮しつつ相関的に分析し、分析結果から地域特有の課題の抽出、市民の健康増進、発病予防さらには未病段階での早期発見など地域包括ケアを含め市民の健康の安心と安全を守っていくと同時に、市民の健康寿命の延伸に資する施策の展開に着手していきます。

図表 16 主観的健康感と各リスク者との関係

■とてもよい(計:101人) ■まあよい(計:984人) ■あまりよくない(計:243人) ■よくない(計:42人)



1) 健康相談の充実

[現状と課題]

家庭における健康管理に関する総合健康相談やテーマを決めて行う病態別相談、骨粗鬆症予防相談、歯周疾患予防相談等を実施し、必要な指導及び助言を行っています。引き続き健康相談を充実していく必要があります。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
8	出前健康相談	ふれあい・いきいきサロンや市民の方からの要望で地域に出向いて健康相談を実施します。
9	集団検診時の健康相談	集団検診受診者に栄養相談、歯科相談を実施します。

2) 健康教育の充実

[現状と課題]

いきいき健康みね21（第2次健康増進計画）に基づく4つの行動目標（食生活、運動、休養、自己管理）に沿った健康教室等を開催し、健康意識の醸成を図るとともに、健康に関する正しい知識を普及していく必要があります。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
10	生活習慣病予防教室	糖尿病、脂質異常症、高血圧症等テーマを決めて健康教育を実施します。
11	出前講座	ふれあい・いきいきサロンや市民の方からの要望で地域に出向いて健康教育を実施します。

3) 健康診査の受診啓発

[現状と課題]

病気の予防、早期発見のためには、定期的な健康診査を受けることが重要であることから、広報紙や美祢市有線テレビ（MYT）等により情報提供するとともに、未受診者へは個別通知を行うなど受診勧奨に努めます。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
12	国民健康保険特定健康診査	受診料の無料化等受診しやすい体制により、受診率向上に努めます。
13	生活習慣病予防教室【再掲】	糖尿病、脂質異常症、高血圧症等テーマを決めて健康教育を実施します。
14	出前講座【再掲】	ふれあい・いきいきサロンや市民の方からの要望で地域に出向いて健康教育を実施します。
15	健幸百寿プロジェクト推進事業	医療・保健・介護等データの連結分析結果に基づくリスク判定を活用し、発病予防または未病段階での健康診査受診率の向上を図ります。

(2) 介護予防の推進＜重点施策＞

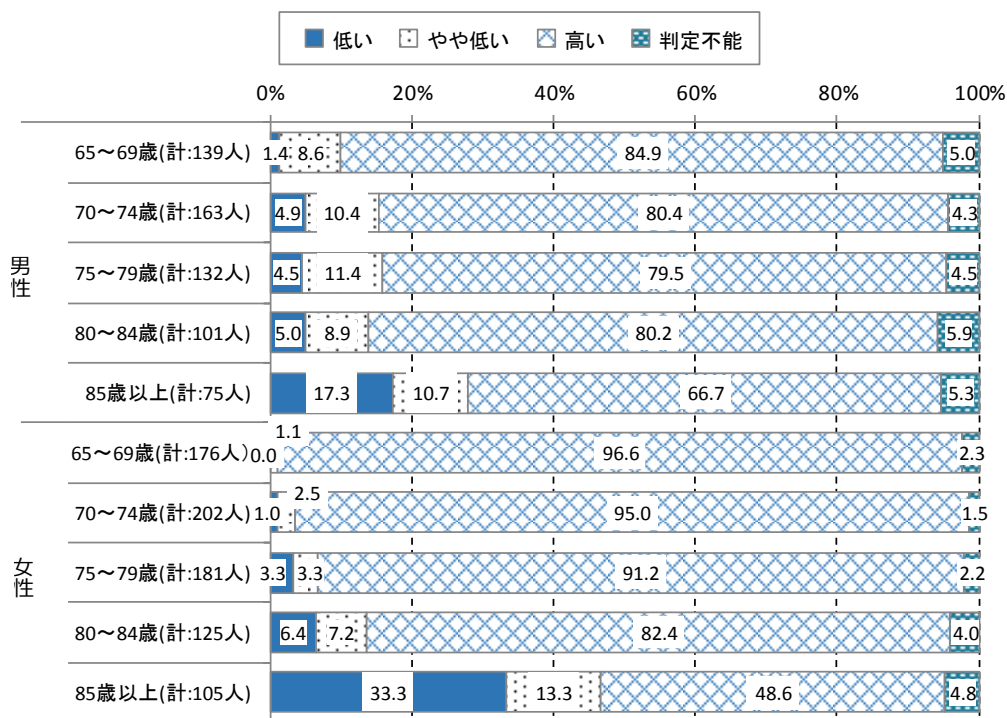
高齢者ができる限り健康を維持し、要支援・要介護の状態にならないために、「介護予防」を推進する必要があります。

そのためには、要支援・要介護になるリスクを有する高齢者を早期発見し、運動機能や口腔機能の向上、あるいは栄養改善など、一人ひとりに合ったきめ細かい介護予防プランを作成し、介護予防の必要な方が自ら意欲を持ち、生活の一部として無理なく介護予防に取り組んでいただくことが重要です。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果からは、年齢階層が上がるにつれIADL※が低下した高齢者の割合がおおむね増加することが分かります（図表17参照）。要支援・要介護状態になるリスクの多くは、年齢が高まるに従って高くなる傾向にあることから、今後の本市における人口構造の変化を踏まえた取組をしていく必要があるといえます。

※ IADL・・・排泄・食事・就寝等、日常生活の基本動作ADL（日常生活動作）に関連した、買い物・料理・掃除等の幅広い動作のこと。

図表 17 IADLの状況（性別・年齢別）



(出典) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

図表 18 I A D Lの判定方法（参考）

設問内容	選択肢
バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
自分で食品・日用品の買物をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
自分で食事の用意をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
自分で請求書の支払いをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
自分で預貯金のおし入れをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

※ 上記設問で、「1. できるし、している」「2. できるけどしていない」と回答した場合を1点として、5点満点でI A D Lを評価します（5点を「1. 高い」、4点を「2. やや低い」、3点以下を「3. 低い」とします）。

また、高齢者保健事業は広域連合が主体となって実施し、介護予防の取組は市町村が主体となって実施しているため、健康状況や生活機能の問題に一体的に対応できていない状況であり、国はこの課題解消に向け、高齢者の心身の特性に応じてきめ細かな保健事業を市町村が進められるよう法整備を行いました。

本市では取組の推進に向けた体制として、庁内横断的な検討体制である美祢市健幸百寿プロジェクトチームを活用し、一体的実施の必要性和事業展開するターゲットの検討、各種データを活用した健康課題の把握に努め、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。

1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

[現状と課題]

介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業については、要支援認定者や基本チェックリスト該当者に対し、訪問型サービスと通所型サービスを提供していますが、今後は、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスの開発や担い手の育成等の体制整備を図っていく必要があります。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
16	介護予防・生活支援サービス事業	高齢者を地域全体で支える体制づくりを推進するため、介護サービス事業所のみならず、地域住民自らが担い手として参加する住民主体のサービスやシルバー人材センターをはじめとする新たな主体による多様なサービスの提供体制を構築していきます。 また、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスが円滑に利用できるよう、適切なケアマネジメントを行います。

2) 自立支援・介護予防・重度化防止の推進

[現状と課題]

高齢者が地域で自立した日常生活を送るためには、生活の支援体制を整えるとともに、できる限り要介護状態になることを予防していくことが重要です。また、要介護状態となっても生きがいを持って過ごせるよう適切な支援が必要です。

一般介護予防事業については、全ての高齢者を対象として、高齢者の在宅生活の実態調査や介護予防教室を実施しています。

また、通いの場の取組については、多様なサービスにおける短期集中予防サービスや生活支援体制整備事業等の事業と連携し進めることが重要であり、今後とも、介護予防・日常生活支援総合事業を推進していく必要があります。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
17	一般介護予防事業 (介護予防把握事業)	民生委員の協力の下、関係機関と共同で「高齢者保健福祉実態調査」を実施し、在宅高齢者の生活実態などを調査することで、何らかの支援を要する人を早期に把握し、介護予防活動への取組につなげます。
18	一般介護予防事業 (介護予防普及啓発事業)	介護予防教室を開催し、高齢者がより健康的で活動的な日々を送れるよう支援していきます。 教室終了後においても住民が主体的に「いきいき百歳体操」等の介護予防に関する活動が継続できるよう、住民の意向に沿いながら地域活動組織の育成を支援します。 新型コロナウイルス感染防止対策やインフルエンザ流行時期においても、在宅において介護予防に取り組めるよう美祢市有線テレビ放送（MYT）の自主放送番組を活用した普及啓発を行っていきます。
19	一般介護予防事業 (地域介護予防活動支援事業)	介護予防リーダー養成講座を開催し、地域活動の担い手となる住民ボランティア等の人材を育成します。 自主グループへの活動支援として、活動経費支援に加え、専門職の介入による定期的な体力測定の実施等を行い、住民主体の介護予防活動の継続的な活性化を図ります。
20	一般介護予防事業 (一般介護予防事業評価事業)	本計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じ、地域づくりの観点から一般介護予防事業を評価し、その結果に基づき、事業全体の改善を図ります。
21	一般介護予防事業 (地域リハビリテーション活動支援事業)	通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与など、効果的かつ効率的な介護予防に資する事業に取り組みます。
22	健幸百寿プロジェクト 推進事業	山口県立大学との連携の下、医療・保健・介護等データの複合的な分析結果に基づく地域課題の抽出、さらには分析結果を活用したリスク判定により、早期の介護予防・重度化防止に資する取組を検討します。

[取組の目標]

<介護予防自主グループの育成>

	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
グループ数	16 グループ	18 グループ	21 グループ	23 グループ	23 グループ

<介護予防教室>

	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
参加人数	261 人	50 人	230 人	240 人	250 人

<地域リハビリテーション活動支援>

	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
件数	17 件	15 件	20 件	20 件	20 件

<通いの場に参加する高齢者の割合>

	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
参加率	3.8%	4.0%	5.0%	6.0%	7.0%

<要介護認定者の状態区分改善率>

	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
改善率	13.7%	13.8%	13.9%	14.0%	14.1%

基本目標③ 継続した地域生活を支える環境の整備

(1) 介護保険サービス提供体制の整備

高齢者が介護を要する状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、必要な介護サービスを提供できる体制が必要です。

今後減少に転じる高齢者のニーズとともに、本人や家族の希望や状況に応じて、身近な地域でバランス良く組み合わせた満足度の高い介護サービス提供の環境整備が必要です。

事業者に対するチェック体制の充実や事業者による情報公開の推進を図るとともに、家族介護者の高齢化が進んでいることから、介護者の負担を軽減するための支援について充実を図ります。

医療ニーズの高まりや、認知症高齢者、高齢者のみの世帯の増加等に伴い、介護ニーズの高度化、多様化に対応できる介護人材の質的向上が課題となっています。一方、介護従事者は全国的に離職率が高い傾向にあり、本市においても、人材の確保に苦慮する介護事業所があります。2025年には全国で約38万人の介護人材が不足するとも言われており、介護人材の確保は喫緊の課題となっています。

1) 居宅サービス

[現状と課題]

居宅サービスは、高齢者が介護を要する状態となっても、可能な限り住み慣れた居宅で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の選択とニーズに応じて提供されるサービスです。

本人の希望はもちろん、介護と仕事の両立を希望する家族への支援も併せて大変重要です。このため、必要なサービス見込量を把握したサービス環境の検討が必要になります。訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションサービスの提供体制には地域間格差があることからこの解消に努めていきます。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
23	在宅サービス体制の整備・維持	サービス利用者数や給付費の動向について継続した分析を行い、適切なサービス見込量の把握とサービス提供体制の整備、維持に努めます。
24	家族介護者への支援及び相談支援体制の充実	地域包括支援センターが核となった総合相談機能を積極的に活用し、家族介護者への相談支援等、介護保険制度の理解と情報提供に努めます。

2) 施設・居住系サービス

[現状と課題]

施設・居住系サービスは、在宅での生活が困難な要介護者に対し、施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを行うもので、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするサービスです。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
25	施設・居住系サービス体制の整備・維持	サービス利用者数や給付費の動向について継続した分析を行い、適切なサービス見込量の把握とサービス提供体制の整備、維持に努めます。

3) 地域密着型サービス

[現状と課題]

地域密着型サービスは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、身近な地域で提供されるサービスです。減少に転じる高齢者のニーズに対し、地域で提供されるサービスをバランス良く組み合わせた利用により、可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるようサービスの環境整備が必要です。

サービスを利用できるのは、原則として美祢市民のみで、本市が事業者の指定、指導・監督権限を持っています。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
26	地域密着型サービス体制の整備・維持	サービス利用者数や給付費の動向について継続した分析を行い、適切なサービス見込量の把握とサービス提供体制の整備、維持に努めます。

4) 介護人材の育成・確保

[現状と課題]

医療ニーズの高まりや、認知症高齢者、高齢者のみの世帯の増加等に伴い、介護ニーズの高度化、多様化に対応できる介護人材の質的向上が課題となっており、国の基本指針にも地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化が挙げられています。一方、介護従事者は全国的に離職率が高い傾向にあり、人材不足が深刻化し、介護人材の確保が喫緊の課題となっています。

介護人材の確保及び定着のため、幅広い世代に介護職場の魅力発信とイメージの刷新を図るとともに、介護現場における業務改善を図る必要があります。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
27	看護師等奨学金貸付事業	将来市内の医療機関等において看護師及び准看護師の業務に従事しようとする者に対し、美祢市看護師等奨学金の貸し付けを行います。
28	介護人材確保事業	介護福祉士の資格取得等に要する費用の一部助成を引き続き実施します。なお、介護福祉士以外の資格取得にも対象を拡充することを検討します。
29	山口県立大学包括連携事業	サテライトカレッジを発展させた小中高校生及び全世代の地域住民を対象とした人材育成・教育講座の実施を検討します。
30	外国人雇用促進対策	外国人実習生の受け入れ及び雇用に対する環境支援に向けた仕組みを検討します。

5) 低所得者への対策

[現状と課題]

介護保険料の所得段階別設定における低所得者に対しては、保険料軽減を行うしくみを設けています。

また、介護保険施設等を利用する低所得者に対しては、食費・居住費の補足給付を行うとともに、社会福祉法人が提供する介護保険サービスを利用する低所得者に対しては、利用者負担額を軽減し、サービスの利用促進を図っています。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
31	介護保険料所得段階の弾力化	国の定める標準的な所得段階を所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定になるよう弾力化を行います。
32	社会福祉法人等による利用者負担軽減	低所得者の利用者負担額の軽減を行います。

(2) サービスの質の向上と適正化の推進

介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援につなげていくために、情報提供のしくみづくりや苦情・相談対応の充実を図るとともに、サービス事業者に対し、適切な支援と指導・監督を行うなど、サービスの質の確保・向上を図る必要があります。

また、介護サービスを必要とする人を適切に認定した上で、事業者がルールに従い真に必要なサービスを提供するよう促すため、介護給付の適正化に取り組む必要があります。

1) 情報提供の充実

[現状と課題]

高齢者やその家族が適切なサービスを安心して利用できるよう、広報紙や市ホームページで介護保険制度の情報を提供していますが、更なる充実を図るた

めに、高齢者に限らず、幅広い層への周知を図り、深い理解を進める必要があります。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
33	介護保険制度の周知	広報紙や市ホームページ、美祢市有線放送を活用し、高齢者に限らず、幅広い年齢層への制度周知に努めます。
34	介護サービス情報の周知	介護サービス情報公表システムや市ホームページを周知することにより、サービス情報の発信と入手方法の周知に努めます。

2) 苦情・相談への対応

[現状と課題]

利用者の権利を擁護し、より質の高いサービスを提供していくため、介護サービス事業者に対して、苦情や相談への対応を適切に行うよう働きかけています。

また、苦情や相談の内容によっては、介護サービス事業者のみならず、市、山口県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）その他関係機関が連携し、問題の解決に当たることとしています。今後とも、苦情・相談の対応を継続していくことが求められます。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
35	総合相談の充実	地域包括支援センターを中心とした総合相談体制の周知に努めます。

3) 介護サービス事業者の指定及び指導・監督

[現状と課題]

地域密着型サービス事業者については、美祢市地域密着型サービス運営委員会において、人員、設備及び運営基準に照らし、申請事業所を審査の上、指定しています。指定においては、申請の提出書類項目や様式の統一性を図り、介

護現場の文書負担軽減に努める必要があります。

地域密着型サービス事業者等に対して定期的に集団指導及び実地指導を行い、指定基準の遵守及び不正請求の防止を図っています。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
36	介護サービス事業者の指定	地域密着型サービス事業者及び居宅介護（予防）支援事業所の指定事務を適正に行います。指定においては、申請の提出書類項目や様式の統一を図り、文書量削減に努めます。
37	介護サービス事業所の指導・監督	指定事業者に対して、実地指導方針に基づき、定期的な集団指導及び実地指導を行い、指定基準の遵守及び不正請求の防止を図ります。

[取組の目標]

<実地指導点検>

	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
点検率	38.5%	34%	34%	34%	34%

4）介護給付の適正化

[現状と課題]

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者適切に提供させるため、介護給付の適正化の取組を推進していく必要があります。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
38	要介護認定の適正化	認定調査員の研修を通じて、要介護認定の平準化と、担当職員の点検確認の実施により適正かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

	取 組	内 容
39	ケアプラン点検	市内の全居宅介護支援・介護予防支援事業所を対象にケアプラン点検を行い、介護支援専門員へ適正なケアマネジメントにつながる「気づき」を促します。
40	住宅改修等の点検	住宅改修や福祉用具の利用が適正に実施されているか点検を行います。
41	縦覧点検・医療情報との突合	国保連合会と連携し、効果的かつ効率的な縦覧点検及び医療情報との突合を行います。
42	介護給付費通知	介護サービス利用者に対し、介護保険給付額及び利用者負担額を通知することにより事業の透明性を確保し、介護保険制度に対する認識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑制に努めます。
43	給付実績の活用	国保連合会の介護給付適正化システムの給付実績を活用し、適正なサービス提供の指導に努めます。

[取組の目標]

<要介護認定の適正化>

	令和元年度 実績値	令和２年度 見込値	令和３年度 計画値	令和４年度 計画値	令和５年度 計画値
点検率	100%	100%	100%	100%	100%

<ケアプラン点検>

	令和元年度 実績値	令和２年度 見込値	令和３年度 計画値	令和４年度 計画値	令和５年度 計画値
実施件数	54 件	81 件	64 件	64 件	64 件
点検率	4.3%	6.3%	6.7%	6.7%	6.7%

<縦覧点検・医療情報突合>

	令和元年度 実績値	令和２年度 見込値	令和３年度 計画値	令和４年度 計画値	令和５年度 計画値
縦覧点検	12 か月分	12 か月分	12 か月分	12 か月分	12 か月分
医療情報 突合	12 か月分	12 か月分	12 か月分	12 か月分	12 か月分

<介護給付費通知>

	令和元年度 実績値	令和２年度 見込値	令和３年度 計画値	令和４年度 計画値	令和５年度 計画値
発送回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

(3) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が安心して可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、介護保険サービスに加えて、高齢者やその家族の多様なニーズに対応した各種の高齢者福祉サービスを提供していく必要があります。

介護サービスと高齢者福祉サービスを効果的に組み合わせつつ、負担と供給のバランスを図りながら各種事業を展開することが必要です。

1) 地域支援事業・高齢者福祉事業の充実

[現状と課題]

本市の高齢化率は全国平均や山口県平均と比較して高い数値となっており、今後もひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯も増加していくことが想定されることから、高齢者やその家族の状況、地域の実情に応じたサービスの提供に努めることが必要です。

また、要介護状態等にある家族を介護するため離職することを防止する観点から、職場環境の改善に関する普及啓発等に取り組むことが必要です。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
44	家族介護支援事業	高齢者を介護している家族等の身体的、精神的負担の軽減及び介護方法についての知識や技術の習得を図ることを目的に介護教室を開催します。
45	職場環境への啓発	関係部署と連携し、介護離職防止に向けた職場環境の改善に向けた啓発活動に取り組みます。
46	配食サービス事業	調理困難な状況にある高齢者等に対して、栄養バランスのとれた食事の提供及び安否確認を行います。
47	家族介護用品支給事業	寝たきりや認知症の高齢者等を在宅で介護する家族に対して、紙おむつ等の介護用品の支給を行います。利用者が少ない事業ですが、家族介護者にとって必要なサービスと考え周知方法を見直しながら継続していきます。
48	生活管理指導短期宿泊事業	家族の諸事情により在宅での生活が一時困難な高齢者に養護老人ホーム等へ短期間入所してもらうことにより、福祉の充実を図ります。
459	成年後見制度利用支援事業	「美祢市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、判断能力の低下した認知症の高齢者等の代理として法的な手続きなどを行う後見人等を選任するため、成年後見等開始審判の市長申立てを行います。また、申立費用や後見人報酬の助成を行います。
50	心配ごと相談事業	美祢・美東・秋芳の各地域において定期的に高齢者の日常生活上のあらゆる心配ごとや悩みごとの相談に応じます。
51	敬老会行事開催事業	高齢者の長寿を祝い各地区で行われる敬老会について、主催する各地区社会福祉協議会等に対して補助金を交付し、活動を支援します。 年々、出席者が減少傾向にある中で、主催する各地区社会福祉協議会等の運営を支援します。
52	敬老祝金支給事業	節目年齢の高齢者に対して、敬老祝金を支給し、長寿を祝います。今後、必要に応じ事業内容の見直しを検討します。
53	老人福祉施設運営事業	高齢者福祉施設として「カルストの湯」、厚保、豊田前、嘉万老人憩いの家を運営しています。 施設利用者が年々減少し、施設の老朽化が進んでいる施設もあります。今後、運営方法の見直しを検討します。
54	老人保護措置事業	環境上及び経済的理由により在宅生活が困難な高齢者に対し老人福祉法に基づき入所の措置を行い、生活を支援します。

[取組の目標]

<家族介護支援事業（介護教室開催）>

	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
回数	21回	4回	30回	30回	30回
延参加者数	324人	40人	500人	500人	500人

<配食サービス事業>

	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
実利用者数	68人	75人	90人	90人	90人
延配食数	8,293食	9,000食	10,800食	10,800食	10,800食

<家族介護用品支給事業>

	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
実利用者数	5人	10人	15人	15人	15人
支給件数	9件	20件	30件	30件	30件

<生活管理指導短期宿泊事業>

	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
延利用者数	379人	150人	150人	150人	150人

<成年後見制度利用支援事業>

	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
利用件数	4件	6件	6件	6件	6件

<心配ごと相談事業>

	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
延相談件数	102 件	85 件	85 件	85 件	85 件

基本目標④ 安心して暮らせるまちづくりの推進

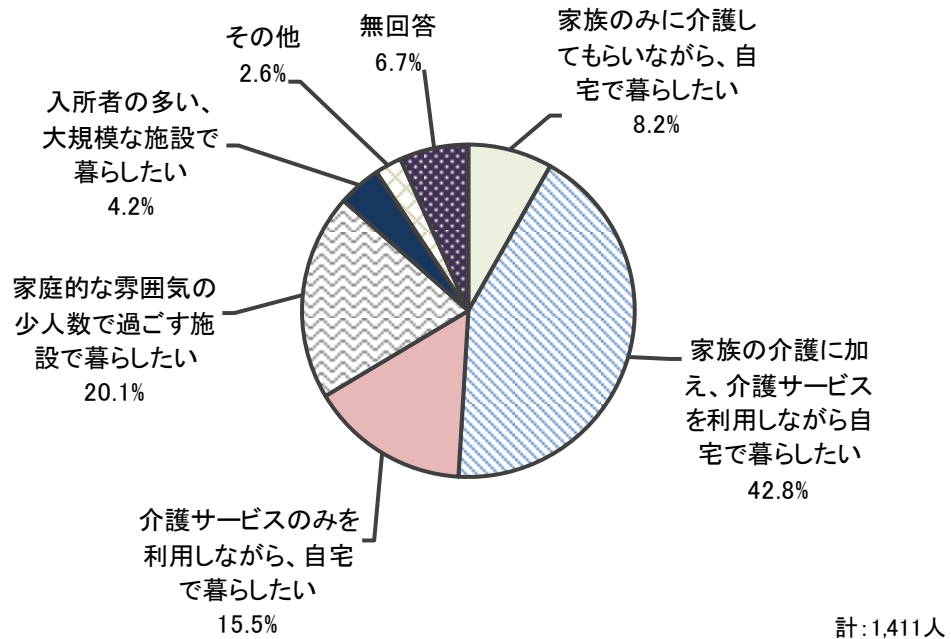
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進 <重点施策>

国は、2025 年及び 2040 年を見据え、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の 5 つのサービスを一体的に提供して、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

本市においては、美祢市地域包括支援センター、美祢東地域包括支援センターを拠点とし、地域、民間事業者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、NPO、行政等関連機関と連携を図りながら包括的・継続的なサービス提供を行い、地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んできました。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果からは、将来、仮に介護が必要になった時自宅で暮らしたいと答えた高齢者は 6 割を超えており、本市でも住み慣れた地域で長く暮らしたいと思っている高齢者が多いことが分かります（図表 19）。今後も地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の開催、小地域福祉活動の拡充等を推進し、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。

図表 19 介護が必要になった時、どのように暮らしたいか



1) 地域包括支援センターの機能強化

[現状と課題]

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むためには、地域の実情に応じて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）のさらなる深化・推進が重要です。

地域包括支援センターはその中核的な役割を担っているため、高齢者のニーズに応じて医療・介護・福祉サービス等を適切にコーディネートし、供給していくための相談及び支援の体制強化が必要です。

また、地域包括ケアの実現や地域支援事業の効果的な実施のために、地域のネットワークの構築と地域ケアマネジメントの向上が重要となっています。

日常生活圏域ごとに設置している本市の地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員といった専門職員のほか認知症地域支援推進員を配置し、ワンストップの窓口として多様な相談に対応できる体制を整備するとともに、研修等を通じて、職員の資質の向上に努めています。

その上で、地域包括支援センターを安定的・継続的に運営していくため、地域包括支援センター自らがその取組を振り返るための自己評価を実施するとともに、美祢市地域包括支援センター運営協議会と連携し、事業の実施状況を

評価することで、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図っていくことが重要です。また、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価指標を活用した地域課題分析を行いながら事業推進に努めます。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
55	地域ケア会議の充実	地域包括ケアシステムの構築のための重要な手法である地域ケア会議については、関係機関相互のネットワークを形成し、個別事例から地域に共通した課題の把握に努め、関係機関と連携し、情報共有や課題解決に向けた支援を実施し、地域づくりや資源開発、政策形成につなげていきます。
56	総合相談支援業務	高齢者の総合相談窓口として電話や窓口での対応のほか、自宅訪問など状況に応じて実態の把握に努め、高齢者本人やその家族を包括的に支援できるよう、関係機関と連携し、相談体制の充実・強化を行います。
57	権利擁護業務	高齢者が尊厳ある生活を維持し安心して暮らしていけるよう、「美祢市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、相談機能の強化や研修会開催等による広報活動を行い、制度の利用促進など高齢者の権利擁護のための取組を総合的に推進します。
58	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、リハビリテーション専門職などの多職種が相互に連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域ケア会議の中で、ケアプランの点検・評価を行うなどケアマネジメントの質の向上に努めます。
59	介護予防ケアマネジメント事業	要支援者及び基本チェックリストにより事業対象の基準に該当した人に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、訪問型サービスや通所型サービスのほか通いの場や認知症カフェなど地域のインフォーマルなサービスも含めたケアマネジメントを実施します。また、生活支援コーディネーターと連携し、インフォーマルサービスによる生活支援体制を構築します。

[取組の目標]

<地域ケア会議>

	令和元年度 実績値	令和２年度 見込値	令和３年度 計画値	令和４年度 計画値	令和５年度 計画値
開催回数	29 回	20 回	30 回	30 回	30 回

<総合相談支援>

	令和元年度 実績値	令和２年度 見込値	令和３年度 計画値	令和４年度 計画値	令和５年度 計画値
相談件数	2,128 件	2,200 件	2,200 件	2,200 件	2,200 件

２）在宅医療と介護の連携強化

[現状と課題]

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り安心して尊厳ある暮らしを続けることができるようにするためには、介護保険を中心としたさまざまなサービスが、個々の高齢者のニーズや状態の変化に応じて、切れ目なく提供されることが必要です。特に、疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるようにするためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスの提供を行う必要があります。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
60	在宅医療・介護多職種連携の強化	顔の見える関係づくりを基盤に、情報共有のための連携システム（MCS；みねっとワーク）の活用を進めていきます。また、医療・介護関係者による多職種連携会議や研修会を継続的に開催し、課題解決や資質の向上・相互理解の強化を目指します。
61	在宅療養を推進するための市民への普及啓発	在宅での療養が必要となったときに適切にサービスが選択できるようにするための情報提供を行います。また看取りや認知症について理解を深めるための講演会を開催します。
62	在宅医療・介護連携に関する相談支援	在宅医療・介護連携窓口を設置し、医療・介護事業関係者の連携支援を図ります。

[取組の目標]

<多職種連携研修会>

	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
参加人数	217 人	50 人	200 人	200 人	200 人

<在宅医療・介護連携相談支援>

	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
相談件数	11 件	20 件	30 件	30 件	30 件

3) 生活支援体制の整備

[現状と課題]

医療ニーズの高まりや、認知症高齢者、高齢者のみの世帯の増加等に伴い、地域課題も多様化しています。高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、生活支援体制の整備を推進していく必要があります。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
63	生活支援体制の整備	生活支援の体制整備の中心となる生活支援コーディネーターや協議体と連携し、サロンや趣味活動、介護予防の自主グループ等通いの場の拡大を図ります。また通いの場のみならず、小規模地域から生活を支える支援体制の整備を行い、今後は住民等の多様な主体のサービスの開発や担い手育成の体制整備を図ります。
64	配食サービス事業 【再掲】	調理困難な状況にある高齢者等に対して、栄養バランスのとれた食事の提供及び安否確認を行います。
65	家族介護用品支給事業 【再掲】	寝たきりや認知症の高齢者等を在宅で介護する家族に対して、紙おむつ等の介護用品の支給を行います。利用者が少ない事業ですが、家族介護者にとって必要なサービスと考え周知方法を見直しながら継続していきます。

(2) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

令和2年7月に九州や中部地方を中心に日本各地で発生した集中豪雨では甚大な被害がありました。近年頻発する自然災害を報道等で目の当たりにし、本市で暮らす高齢者の不安感は年々増しているものと想定されます。

自然災害だけではなく、高齢者を狙った犯罪や新型コロナウイルスの感染拡大など、本市の高齢者の安全・安心を脅かすものは多岐にわたります。

第8期介護保険事業計画の基本指針に掲げられた「災害や感染症対策に係る体制整備」を踏まえつつ、本市で暮らす高齢者が安全に、安心して暮らせるよう取り組んでいく必要があります。

1) 移動手段の確保・充実

[現状と課題]

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、外出する際の移動手段として、「自動車（自分で運転）」（65.3%）が圧倒的に多く、自動車への依存度が高くなっています。今後、後期高齢者が増加していくことに伴って、加齢により運転ができなくなる高齢者も増加していくことが予想されます。

一方、美祢市地域公共交通網形成計画に基づき、交通不便地域でジオタク（デマンド型乗合タクシー）を運行し、高齢者の移動手段の確保・維持に努めていますが、全ての交通不便地域でジオタクでの移動環境を整備することは困難な状況にあります。

これらの状況を踏まえて、高齢者の移動手段の充実を検討する必要があります。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
66	ジオタク運行事業	公共交通機関のみでは交通不便地域を解消していくことは困難なことから、住み慣れた地域における支援を地域住民の互助により、柔軟に確保・構築する移動手段を検討します。

2) 高齢者の居住支援

[現状と課題]

高齢者が住み慣れた地域の中で自立した生活を営んでいくためには、利用に配慮した暮らしやすい住宅の確保とそこでの適切な支援の提供が必要です。

高齢者の生活に対応した住宅の構造について広く普及・啓発を図るとともに、高齢者向け住宅の質を担保しつつ、入居者に対してその状態像等に応じた介護サービス等適切な支援が提供されるように進めることが求められます。住宅リフォーム助成事業の利用促進や相談体制の充実を通じて、多様なニーズに対応した快適な住まいを整備する必要があります。

環境上の理由及び経済的な理由による老人福祉法の措置施設として「養護老人ホーム美祢市共楽荘」を運営していますが、被措置者数の減少、設備の老朽化等の施設運営の課題について、あり方検討委員会での議論を踏まえた運営方法等の見直しを進める必要があります。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
46	住宅リフォーム助成事業	市民が自己の居住する住宅を市内施工業者によるリフォームを行う場合に要する経費に対し、助成を行います。
68	住宅改修支援事業	介護認定を受けている高齢者で、居宅介護支援事業と契約をしてない人に対して、介護保険で住宅の改修を行う際に助成します。
69	生活管理指導短期宿泊事業【再掲】	家族の諸事情により在宅での生活が一時困難な高齢者に養護老人ホーム等へ短期間入所してもらうことにより、福祉の充実を図ります。
70	共楽荘運営事業	環境上及び経済的理由により在宅生活が困難になった高齢者を受け入れる施設として養護老人ホーム美祢市共楽荘を運営しています。被措置者数は年々減少傾向にあるため、今後は入所定員規模等について見直しを行います。

3) 交通安全対策の充実

[現状と課題]

定期的に高齢者向けの交通安全教室やイベントを開催し、高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、区画線や転落防止柵等の交通安全施設の設置を進めています。

しかしながら、高齢者の運転免許人口の増加に伴い、高齢ドライバーによる交通事故の割合が多くなっているのが現状です。今後も交通安全対策を充実していく必要があります。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
47	交通安全意識啓発事業	交通安全教室の開催、主要交差点での街頭指導を通じて高齢者の交通安全意識の高揚を図ります。

4) 災害時等の緊急時の体制整備

[現状と課題]

災害時の情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、市民一人ひとりの災害に対する意識・知識の向上や、関係機関と地域住民との連携による高齢者への緊急時の対応、救援体制づくりについて、美祢市地域防災計画との整合の下に、充実を図る必要があります。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
48	緊急通報体制等整備事業	日常生活上注意を要する在宅の高齢者等に、24 時間体制の受信センターと会話ができる緊急通報装置を設置します。 民生委員等を通じて緊急通報装置の有効性を市民へ周知し、必要なサービス提供に努めます。

	取 組	内 容
49	救急カプセル配布事業	高齢者の緊急事態に備え、65 歳以上高齢者ひとり暮らし世帯又は 75 歳以上高齢者ふたり暮らし世帯を対象に緊急連絡先やかかりつけ医、持病等の情報を記載したカードとそれを入れるカプセルを民生委員と協働し、高齢者宅へ配布します。
50	防災意識啓発事業	総合防災訓練や防災講演会等を開催し、高齢者の防災意識の向上を図ります。
51	避難行動要支援者事前登録制度	民生委員と協働し、ひとり暮らし高齢者等の避難行動要支援者の事前登録制度の周知を図ります。

5) 犯罪被害対策の推進

[現状と課題]

消費者を取りまく厳しい環境に対応するため、消費生活相談の窓口として「美祢市消費生活センター」を市役所の商工労働課内に設置しています。市民が抱える様々な悩みや不安を的確に把握するとともに、問題解決に向けた相談体制の充実が求められています。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
52	消費者の安全確保	消費生活上、特に配慮を要する高齢者などの消費者被害の未然防止、早期発見等を図るため、関係機関と連携し相談支援体制や地域における見守り活動の充実に努めます。
53	防犯意識啓発事業	高齢者がうそ電話等の特殊詐欺被害に遭わないよう、美祢市防犯対策協議会と連携し、キャンペーン等を通じて、高齢者の防犯意識の高揚を図ります。
54	防犯施設設置事業	美祢市社会福祉協議会と共同で地区の安全を守るために各区が管理する防犯灯、防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

(3) 認知症施策の推進<重点施策>

認知症は加齢によって著しく有病率が高まることが知られており、一般に5歳年齢が上がるにつれ有病率が約2倍になるとも言われています。

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活をおくり、家族も安心して日常生活を営むことができるようにするためには、市民全てが認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくことが必要です。とりわけ、認知症高齢者を介護する家族の多くは、他の人になかなか介護の大変さを理解してもらえない、同じ家族でさえもなかなか理解してもらえないといった悩みを抱えていることから、家族だけで問題を抱え込んでしまうことのないよう、気軽に相談できる体制を整備するとともに、介護者の精神的ストレスの軽減を図る取組が必要です。国の基本指針にもある通り、認知症施策推進大綱等を踏まえ、各種施策の推進が重要となっています。

1) 地域における認知症施策の推進

[現状と課題]

高齢化の進展に伴い、今後も増加が見込まれる中、認知症になっても本人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指した取組を推進していくことが重要です。

そのためには、認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気であるということを社会全体で認識し、認知症施策推進大綱等を踏まえた普及啓発の取組や本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）づくり、「通いの場」の拡充などにより、認知症になっても、よりよく生活していくことができる環境を整備していく必要があります。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
55	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症地域支援推進員を中心に、認知症に関する正しい理解を「認知症カフェ」を拠点として普及啓発し、認知症高齢者や若年性認知症本人が安心して社会参加でき、生きがいを持って生活できるまちづくりを推進します。
56	キャラバン・メイト育成事業	認知症の人のよき理解者となる「認知症サポーター」の養成講座の講師役である「キャラバン・メイト」の育成に取り組みます。

	取 組	内 容
57	認知症サポーター養成講座事業	キャラバン・メイトが主体となり、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守るサポーターを養成し、認知症の人や家族にやさしいまちづくりを推進します。 また、認知症サポーターには、その証として「オレンジリング」を配布し、活動の輪を広げます。
58	チームオレンジ事業	認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族の困りごとを早期から支援します。
59	本人・家族に対する支援事業	本人ミーティング、若年性認知症のつどい、家族会等を開催し、認知症高齢者や若年性認知症本人、家族が社会参加でき、生きがいを持って生活できるまちづくりを推進します。
60	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護が連携して認知症の人や家族を支援するための多職種連携会議や研修会を開催します。
61	認知症初期集中支援推進事業	認知症初期集中支援チーム※4が中心となり、認知症及び認知症が疑われる人並びにその家族の支援を包括的かつ集中的に行います。
62	オレンジネットワーク事業	認知症等により行方不明になる恐れのある高齢者が行方不明になった場合に、協力団体や市民に情報発信し、早期発見・保護する体制を構築します。また、GPS購入補助やQRコードの配布を行います。

※4【認知症初期集中支援チーム】

認知症の人やその家族に対し、訪問・観察・評価等の初期支援を包括的かつ集中的に行い、自立生活をサポートしていくため、認知症サポート医や保健師等、複数の専門職でチームを構成しています。

[取組の目標]

<認知症サポーター養成講座>

	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
参加人数	406 人	50 人	300 人	300 人	300 人

<認知症カフェ>

	令和元年度 実績値	令和2年度 見込値	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
設置数	7 か所	8 か所	10 か所	10 か所	10 か所

2) 認知症予防施策の推進

[現状と課題]

認知症予防は、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を穏やかにする」という考え方へ転換する必要があります。認知症の発症を遅らせる可能性が高いと示唆されている生活習慣病の予防や社会的交流及び役割の保持等、認知症の「備え」ができるよう普及啓発を行っていきます。その中で、地域で活動する各種団体等と連携した新たな認知症予防事業の展開を検討していきます。

[具体的な取組]

	取 組	内 容
63	一般介護予防事業	認知症予防講演会や認知症予防教室において、認知症予防に関する正しい知識や理解を普及していきます。
64	健幸百寿プロジェクト推進事業	関係機関と連携した、健診データや生活データを分析した介護予防、認知症予防への展開に努めます。
65	農業分野と連携した認知症予防事業の展開	高齢者の生きがいつくりや認知症予防の実現に向け、集落営農法人等と連携した新たな取組を展開します。

第5章 介護保険事業計画

第6章 計画の推進に向けて

資料編
